

以下の から の新聞記事の中から二つを選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法内容の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

注意：1. 選択した記事番号を明記すること。二題の解答がないと回答とは認めない。二題の解答の順序は問わない。

2. 一題を解答用紙の表面に他の一題を裏面に書く目安で記述すること。解答に直接関係ない事項を記入した答案は無効と扱う。
3. 設問1から4はこの順番で記述する必要はないが、全体として論旨が通っている必要がある。
4. 採点基準（各問50点満点、合計100点満点で採点する）
 - a) 設問の1.から4.の項目毎に、基本的には Xの三段階評価を行う。
 - b) 必要なことが述べられていれば で10点、不十分ならば で5点、関係することが何も述べられていなくともXで0点。
 - c) さらに、独創的な考えがみられた場合には、各問共に10点の範囲で追加点をつける。

商工中金事件

朝日新聞2000年11月21日付け

中小企業向けの政府系金融機関である商工組合中央金庫の梅田支店に勤める横田幸子さんが「人事評価などに男女差別があり、総合職なのに管理職に昇進できなかった」として、商工中金と元上司二人を相手に管理職の地位の確認と差額賃金など計約三千九百万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が二十日、大阪地裁であった。判決は商工中金の人事評価について「制度自体は男女差を生じさせるものとはいえない」とする一方、「一九九二年度は業績をあげたのに、女性であることを理由に不当に低いものとどまった」と認定した。配置についても「男性職員が配置されることのない窓口補助を命じたことは、違法な男女差別による」と判断。そのうえで「企業側が違法に人事上の裁量権を乱用したことで、原告は強い精神的ショックを受けた」として慰謝料の支払いを命じた。しかし、管理職の地位の確認や差額賃金の支払いについては「原告側は、同じぐらいの業績の男性職員の昇進状況などを立証しておらず、管理職になれなかったのは男女差別とまではいえない」として退けた。

帝京科学大学事件

朝日新聞2003年06月19日付け

給与をカットする同意書を提出しなかったことを理由に解雇されたのは労働基準法に違反するとして、大洲市柚木の富士中・帝京第五高校富士校に勤務していた元男性教諭が18日、同中・高校を運営する学校法人帝京科学大学に対し、従業員としての地位確認と、解雇後の賃金の支払いを求める仮処分を松山地裁に申し立てた。申し立てによると、原告の教諭は85年4月から同校で社会科を教える一方、広報担当として生徒の募集活動もしていた。学校側は昨年12月中旬、教職員らに「富士中学校・高校の収支バランスがとれるまで、私の給与ダウンについて同意します」とする「同意書」の提出を求めた。教諭が今年になっても同意書を提出しなかったところ、学校側は3月31日付で教諭を解雇したという。

西日本JRバス事件

朝日新聞1998年03月17日付け

西日本ジェイアールバスが同社金沢営業所バス運転手木村嘉男さんの請求した年次有給休暇を、人員不足などを理由に認めなかったのは違法とした一審判決を不服として、同社が控訴していた損害賠償の控訴審判決が十六日、名古屋高裁金沢支部であった。判決は「会社側が人員不足や業務量の予測困難などを理由に、運転手の年休取得を妨げたのは違法」として控訴を棄却し、会社側が木村さんに二十五万円を支払うよう命じた一審判決を支持した。判決によると、木村さんは一九八八年度から八九年度にかけて申し入れた年休四十一日分が認められず、うち七日分が失効した。

代々木ゼミナール事件

朝日新聞2003年12月05日付け

大手予備校「代々木ゼミナール」(学校法人・東朋学園)に勤めていた埼玉県の女性が、賞与などの支払いを求めた訴訟で、最高裁第一小法廷(甲斐中辰夫裁判長)は4日、判決を言い渡した。判決によると、賞与は出勤率90%以上の職員にだけ支払われる。92年に産休を欠勤とみなす条項を新設し、女性が出産・復職した後の95年夏に育児による時短を欠勤とみなす条項を付加。女性は時短分だけで16%欠勤した計算となり、賞与の支給対象から外された。

民間放送局事件

朝日新聞2003年03月04日付け

東京の民間放送局の子会社が打ち出したリストラの方針をめぐり、契約社員の山崎富美子さんが、会社側と鋭く対立している。山崎さんは87年、同社の印刷事業部に半年契約のアルバイトとして入社。経理事務を担当し、契約更新を重ね、98年には期間1年の契約社員となった。昨秋、会社は、受注減を理由に印刷事業部の工場部門の廃止を決めた。正社員数人は、定年退職する人を除いて社内で配置転換するものの、契約社員8人は全員、今年3月末までに雇い止めにすると通告。契約期限が2月末の山崎さんは、一足先に打ち切られた。会社側は「契約社員の職務は単純性、固定性があり、異動もない。退職金も十分用意し再就職も支援する。本来は1年の契約期間を本人の意向に配慮して更新してきたにすぎず、違いを理解してほしい」と主張する。山崎さんは「身分が不安定だからこそ、必要な人間と思われるよう残業も含め正社員以上に働いてきた。『単純業務』とはひどい。工場の人を配転できるなら、私の職場も社内に見つけれられるはずだ」と主張。個人加入できる労組・東京ユニオンを通じて交渉中だ。